

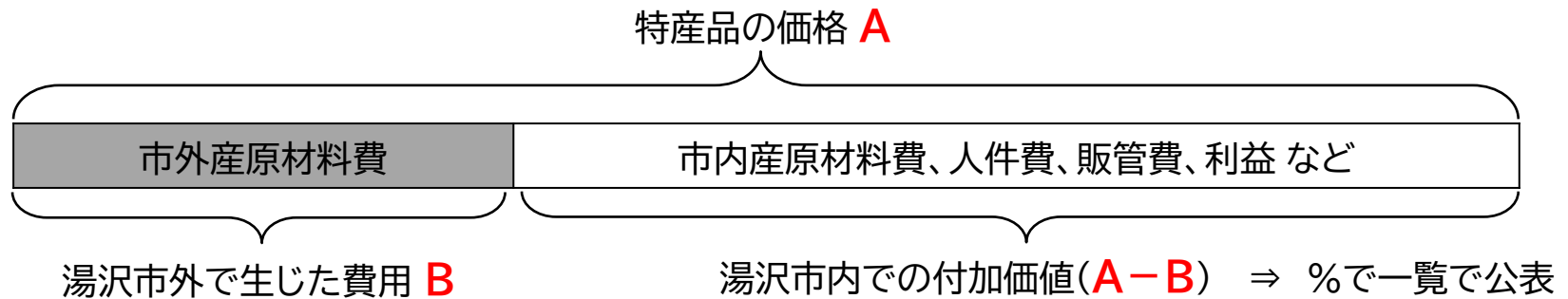
地場産品基準3号に係る付加価値割合の算定方法の考え方

(地場産品基準)

三 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値(50%超)が生じているものであること。

付加価値割合 = 湯沢市内での付加価値(A-B) ÷ 特産品の価格(A)

- ① 湯沢市外産の原材料を仕入れており、製造工程が湯沢市内で完結していて、特産品の製造者と特産品の提供者が**同じ**場合



- ② 湯沢市外産の原材料を仕入れており、製造工程が湯沢市内で完結しているが、特産品の製造者と特産品の提供者が**違う**場合

